

懇話会としての

意見の取りまとめ(案)

建設予定地

評価視点

- ・ **迅速で円滑な事業の推進**
市有地の活用
 - ・ **市の施策・計画との整合性**
堺市文化芸術推進プラン(改訂中)
(仮称)堺 都心のまちづくりプラン(策定中)
 - ・ **敷地の規模や形状**
施設機能の維持・向上が可能な敷地面積
柔軟な施設設計が可能な敷地形状
 - ・ **まちの賑わい創出**
 - ・ **交通アクセス**
アンケート・ワークショップでの意見等
 - ・ **公共交通や車で行きやすい場所**
 - ・ **市の中心部 ・ 緑の多い環境**
- 懇話会委員意見
- ・ **駅からのアクセスが重要 (演出が必要)**

建設場所

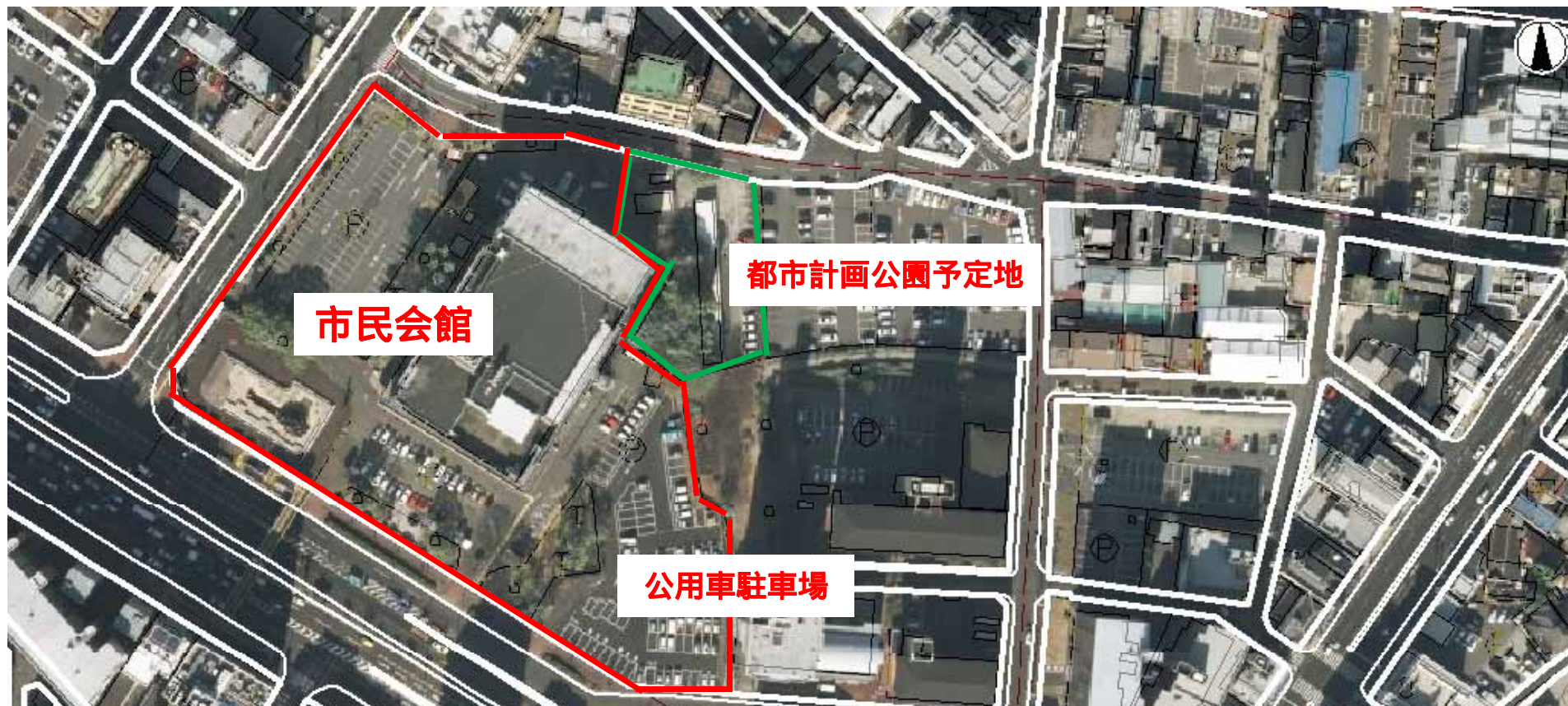
現在の市民会館敷地とする。

整備計画面積 約15,900㎡を想定

隣接する都市計画公園の予定地や公用車駐車場敷地を含めた一体的な整備を行う。



建設予定地の敷地条件(参考資料)



所在地	堺市堺区翁橋町 2 丁 南海高野線堺東駅から徒歩約 10 分 南海バス一条通バス停留所すぐ	法規制 (都市計画公園を除く)	商業地域、防火地域 建ぺい率 80% 容積率 / 国道 310 号沿道 25m: 600%、 同沿道後背地: 400% 高度地区 指定なし 埋蔵文化財包蔵地内: 翁橋遺跡
敷地面積	約 13,900 m ² (公用車駐車場敷地を含む) 隣接する都市計画公園予定地 約 2,000 m ² を一体的に整備	道 路	西側公道 (翁橋 3 号線) 幅員約 15 m 南側公道 (国道 3-1-0 号) 幅員約 5-0 m 北側公道 (新町 6 号線) 幅員約 7 ~ 15 m
		駐車場	駐車場整備地区指定 (劇場の場合: 建築物の延床面積 200 m ² につき 1 台)

緑豊かな空間の創出

- ・都市計画公園予定地との一体的整備、既存の樹木の再配置や新たな植栽などにより、緑豊かな空間を創出

敷地へのアプローチ

- ・様々な公共交通機関や自家用車等を利用して来館される方を考慮した敷地への出入り口を設ける。

搬入口

- ・他の交通を妨げない搬入口の確保
- ・十分な搬入スペースの確保
- ・舞台への資器材搬入・搬出を短時間かつ容易に実施できること

基本的な考え方

(1)新しい堺市民会館に求められるミッション

堺市マスタープランに掲げられた目標を達成するため、新しい市民会館に求められるミッションとして、以下のように設定することが望ましいです。

新しい堺の文化や都市イメージの創造・発信

- ・優れた文化芸術を堺市から国内外に発信することにより、文化による新たな都市イメージを創造・確立
- ・堺独自の市民文化・都市文化を成熟させ、都市のシンボルとして対外的に発信

市民の文化・交流・創造活動を支援

- ・多様な市民の文化芸術活動を支援するため、創造・発表の場を充実
- ・多様な地域・分野における文化交流を促進し、新しい市民文化の創造活動を活性化

地域の活性化とまちづくりに寄与

- ・集客力を活かした地域の活性化
- ・周辺環境との調和により、良好な都市景観を形成

文化芸術の普及・人材の育成

- ・文化芸術を身近に感じる環境づくりへの取組み
- ・文化芸術の未来を担う次世代の人材を育成

基本的な考え方

(2) 新しい堺市民会館2つの性格 - 中枢文化施設と地域文化施設

新たな市民文化・都市文化の創造に結びつき対外的に発信するためには、「裾野の広がり・奥行き」と「層の厚み」が必要です。

また、市民文化の「広がり・奥行き」と「厚み」をつくるためには、二つの性格が必要です。

現在の市民会館について

- ・昭和40年6月に開館
- ・当時は南大阪広域の拠点的ホールとしても利用
- <現状>
- ・周辺都市のホール整備が進み、広域での拠点性が低下
- ・施設・設備の老朽化やバリアフリー化などの課題を抱える
- ・多様化・高度化する利用者ニーズに対して十分対応できない

中枢文化施設の役割

- ・都市のシンボルとして新しい文化芸術を創造・発信
- ・国の内外から優れた文化芸術を受信
- ・多様化・高度化した市民の芸術・文化ニーズに対応

文化力の向上
都市イメージ・都市格の向上
まちの賑わい創出

地域文化施設の役割

- ・市民の身近な文化芸術の体験・創造の場
(文化芸術活動拠点)
- ・文化を基盤とした個性と魅力ある地域づくりの拠点
- ・市民の文化芸術活動や交流を促進

市民文化・地域文化の創造、地域の活性化

広く関西圏を視野に入れ、南大阪における文化芸術の新たな創造・交流・発信の拠点として整備
堺区における地域文化施設としても整備

新しい市民会館の基本理念と基本方針については、以下のように設定することが望ましいです。

基本理念

文化芸術による感動・喜びを通じて都市魅力を創造し、国内外へ発信

基本方針1 機能や役割の継承・発展

これまで市民会館が担ってきた「多様な文化芸術を鑑賞する場」「文化芸術活動の場」「文化芸術等を通じた交流の場」等の機能や役割を継承

国の内外の優れた文化芸術に触れる機会を提供するため機能を充実・発展

より高度で多様な文化芸術を創造・発表する環境を整備

基本方針2 まちづくりの視点

単に文化機能の整備にとどまらず、ひとつのまちづくりとしてとらえ、都市イメージや都市格の向上、賑わいを創出
魅力的な文化芸術を内外に発信することにより、新たな都市イメージを創造・確立

市民主体の文化芸術活動等を通じて多様な交流やまちの賑わいを生み出し、その流れを市域全体の活力につなげる。

高いデザイン性、豊かな緑との調和など良好な都市景観の形成に努め、魅力と風格ある都市づくりに寄与
環境モデル都市・堺として環境への配慮とともに、防災面にも配慮した施設づくりと周辺整備

基本方針3 市民との協働の促進

文化芸術に対する関心・意欲を高めることで市民の参加を促進

幅広い分野にわたる多様な参加形態による市民との協働・連携

多くの市民に永く親しまれ、愛され続けるような取り組みを推進

3つの事業方針に基づき事業を展開することにより、堺市の文化力の向上、都市イメージや都市格の向上、まちの賑わいの創出に寄与することが重要です。

事業方針1 優れた舞台芸術を鑑賞する機会の提供

事業方針2 多様な文化芸術を創造し、国内外へ発信

事業方針3 多様な文化芸術と市民との交流を促進

興行とコミュニティ事業(公益事業)とのバランスをとることが重要である。

堺独自の文化ツール(文化芸術団体等)の活用が大切である。

高いレベルによる創造的な活動は経費がかかるが、都市イメージをあげる良いやり方だと考えられる。

事業の3つの要素(事業費、人材、マーケティング)に留意しながら、事業を進めることが大切である。

鑑賞事業

市民が優れた舞台芸術などを「鑑賞」する機会の提供

優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供

文化による新たな都市イメージの創造・確立

国内外の多彩な文化芸術を鑑賞する機会を拡充

市民文化の活性化、まちの賑わいの創出



世界で活躍する指揮者やソリストが
参加するオーケストラの公演

グランドオペラやミュージカル等の
音楽劇をはじめとする国内外の
優れた舞台芸術の公演

国内外の多彩な文化芸術の公演
(ポップス、演歌、演劇、演芸、古典
芸能等)

堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽
活動に取り組む団体による公演

創造・発表事業、普及・育成事業に再掲

創造・発表事業

多様な文化芸術を「創造・発表」する環境の整備

堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽活動に取り組む団体との連携

堺市独自の文化の創造と発信

市民が日頃の活動成果を発表することができる檜舞台として整備

さらなる創造・発表への意欲の増進

多様な文化芸術や参加者の相互の交流を促進

新たな市民文化の創造に寄与



堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽活動に取り組む団体の創造活動への支援・連携

全国規模のコンクール、フェスティバルの企画・誘致

音楽やダンス、演劇など、著名な芸術家や講師を招いてのレッスンの開催・発表会の実施

市民利用による発表会・講演会等の場の提供

市内の文化団体による交流イベントの開催

市民参加によるイベント・コンクールの開催

市民による企画展示の場を提供
(市民の文化活動の紹介パネル展など)

普及・育成事業

市民が多様な文化芸術と「交流」する機会の提供

これまで文化芸術に接する機会がなかった市民に気軽に文化芸術を親しむことができる機会を提供

より多くの市民に文化芸術に対して興味や関心を持ってもらうことにより、文化芸術活動の裾野を拡大

文化芸術活動の新たな担い手となる子ども達が、幼少期から優れた文化芸術に触れる機会の充実

豊かな感性や創造性を育む



事業内容

ファミリーコンサート、ワンコインコンサート、ランチタイムコンサート等、気軽に楽しみ文化に触れる裾野を広げるプログラムの実施

堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽活動に取り組む団体等との連携による小学校や病院、福祉施設などへのアウトリーチ事業の実施

公開リハーサルやバックヤードツアー、楽器に触れる機会の提供など、文化芸術を身近に体験できる参加体験型プログラムの実施

アートマネジメント人材等の育成プログラムの実施

子ども達が優れた文化芸術に触れる機会を拡げる事業の実施

文化芸術に関する様々な知識を得ることができる市民向けの講座やワークショップ

演出家・専門家等の解説・レクチャーなどをセットにした公演

ホームページや情報誌などを活用した地域文化団体の活動内容や実績を広くPR

(1) 本施設における自主事業（鑑賞事業）について

鑑賞事業においては、館主催・共催事業のほか、一般的には貸館に分類される興行（商業公演）の誘致も自主事業の定義に含めて考えることにしました。

この定義の自主事業の利用割合を、大ホールについては、兵庫県立芸術文化センター大ホールの推定自主事業利用割合50%及び中ホールの自主事業利用割合68.1%を参考に60%と設定することが妥当と考えられます。

（年365日のうち、施設の利用可能日数を300日と設定した場合）

演目は、国内外のクラシックコンサートやオペラなど優れた舞台芸術公演やファミリーコンサートなど舞台芸術の普及に繋がる事業とともに軽音楽、ポピュラーなどの公演も併せて行うものと想定することにしました。

小ホールについては、市民文化団体等の利用を中心とした貸館を想定し、自主事業は、室内楽コンサートをはじめとする多彩な分野の公演や新進アーティストを活用した公演、演出家や専門家等の解説を交えた普及型事業などを実施することが重要です。

大ホールにおける自主事業公演の実施例(参考資料)

自主事業公演の実施例

公演イメージ等	新施設における事業数			現施設
	合計	うち館主催	うち誘致	館主催
海外オーケストラ・オペラ・バレエ等	3本	1本	2本	0本
国内オペラ・バレエ等	15本	5本	10本	1本
国内オーケストラ、ポップス等	42本	10本	32本	20本
室内楽コンサート、ヴァイオリンコンサート等	18本	12本	6本	6本
普及型公演等	12本	12本	0本	0本
計	90本	40本	50本	27本
1公演当たり利用日数	-	2日	2日	
自主事業利用日数	180日	80日	100日	
利用日数/利用可能日数	60%	27%	33%	

事業計画における留意点

連携強化

堺市を拠点に優れた文化芸術活動を展開している市内文化芸術団体との連携強化

PDCAサイクル

市民や市内文化芸術団体等のニーズを十分に把握し、事業実施の実績や成果を以降の事業内容の改善に活かせるような仕組みづくり

バランス

収益性の高い興行等と、芸術性や地域性の高いプログラム、市民の文化力向上に向けた体験交流プログラム等のバランスに配慮し、持続的な事業展開

相乗効果

相互の事業が連携しながら最大効果が得られるような事業展開

複眼的アプローチ

重要度や優先度を明確にするなど、短期的・中長期的な取組みの仕分けによる戦略的な事業展開

施設方針

事業計画に示した事業を実施するために、また堺らしいシンボリックな文化施設として機能し、まちの賑わい創出に寄与していくために、次のような方針で施設整備を進める必要があります。

多様な文化芸術に適応した施設づくり

国内外の優れた文化芸術公演に適応できる施設・設備等を整備するとともに、市民の多彩な文化芸術活動に柔軟に対応できる使い勝手のよい施設づくりを進める必要があります。

新たな都市空間の創出

中枢文化施設にふさわしい高いデザイン性を有するとともに豊かな緑との調和など良好な都市景観を創出し、魅力と風格ある都市づくりに寄与することが必要があります。

市民に親しまれ、愛され続ける施設づくり

たくさんの市民が集い、賑わう場所として、ユニバーサルデザインに十分配慮し、高齢者や子ども連れの方など誰もが利用しやすい快適な空間づくりを進める必要があります。

環境モデル都市・堺としての公共施設

新エネルギーシステムや省エネ技術の導入等低炭素型公共施設を目指す必要があります。

防災機能の充実

災害発生時の一時的な避難場所として、帰宅困難者等へ食料品、飲料水、トイレ、災害情報、休憩スペース等の提供に寄与するため、非常用自家発電装置の整備や防災備蓄倉庫の設置など防災機能の充実に努める必要があります。

施設の構成と内容

区分	用途	主な施設内容
ホールエリア	優れた舞台芸術や多彩な公演、発表会など	大ホール
	室内楽コンサート、市民の多様な舞台芸術の発表会、集会など	小ホール
交流・創造支援 エリア	日常的な練習、小規模な発表会や集会等	リハーサル室、練習室、会議室
共用エリア	ロビー、カフェ等などで構成する利用者の共用空間	エントランスロビー、託児スペース、駐車場、駐輪場、カフェ等のサービス部門、情報コーナー
管理運営 エリア	事務室、機械・電気室、警備員室等で構成する施設管理のための空間	管理事務室、物品倉庫、機械・電気室等

【概要】

- ・音楽利用に重点をおいた多機能ホール
- ・クラシック演奏において最適な音響性能の確保
- ・優れた舞台芸術や多彩な公演に対応できる舞台の規模や装置と拡張性を確保
- ・市民が優れた舞台芸術とふれあうに相応しい鑑賞空間

客席

- ・2,000席～2,200席を基本とする。
- ・催し物の規模（現市民会館程度の利用）に応じた客席の使い分けが必要（ただし、イニシャル・ランニングコストに配慮すべき）
- ・優れた視認性と快適性の確保
- ・車いす席、親子室

舞台

- ・資器材の搬出入が円滑かつ容易に行えるよう地上階に設置
- ・プロセニウム形式
- ・主舞台、両袖に主舞台と同程度のスペース
- ・切り穴及び奈落（様々な演出に対応）

特殊舞台設備

- ・音響反射板
- ・オーケストラピット（客席としても使用可能）
- ・様々な演目に対応できる吊物機構・照明・音響設備など

大ホールエリア

倉庫

- ・ 舞台への搬出入が容易な場所に配置
- ・ ピアノ庫
- ・ 大道具、舞台備品、照明器具、音響器具等の収納庫



搬出入口

- ・ 一般来場者車両との明確な動線分離
- ・ 袖舞台に面する屋内にガルウィング車（11t）が複数同時に積降作業が可能なスペース
- ・ 搬出入口付近に同サイズの車両が複数待機できるスペース
- ・ 袖舞台から奈落フロアへの搬出入用エレベーター
- ・ 大道具や資器材等の円滑な搬出入が可能な通路、エレベーター等の規格



楽屋等

- ・ 舞台フロアを基本に機能的に配置
- ・ 出演者が円滑に移動できるような廊下等の規格
- ・ アーティストラウンジや主催者控室
- ・ オーケストラピット付近のオーケストラ待機スペース
- ・ 共用の給湯室、シャワー室、洗濯室、トイレなど

大ホールエリア

ロビー

- ・ 入場前の観客の待機（整列）スペースとしても利用できる空間
- ・ チケットブース

ホワイエ

- ・ ビュッフェなどが配置できる十分な広さのホワイエ
- ・ 客席数を考慮した十分な数のトイレを確保（多目的トイレを含む）
- ・ クローク
- ・ 授乳室

その他

- ・ 防音・防振への対策
- ・ 機械、音響・調光・投光、投影室等への防振・遮音対策
- ・ 空調設備への防振・騒音低減対策
- ・ 中継車、電源車の駐車スペース及び舞台までの仮設ケーブルのルート確保
- ・ 工作室（大道具や衣裳等の作成・補修するスペース）やスタジオ（映像・音等を作成する施設）などのユーティリティースペースについて検討が必要。

【概要】

- ・市民の多様な文化芸術活動や講演会などの場
- ・室内楽コンサートをはじめ、多彩な分野の舞台芸術に対応できる空間として必要な装置や設備を確保

客席数

- ・300席程度（固定席）
- ・車いす席、親子室

舞台

- ・フライタワーを有しないワンボックスタイプ
- ・主舞台、両袖舞台
- ・舞台への資器材の搬出入が円滑かつ容易に行えるように工夫

特殊舞台設備

- ・室内楽コンサートへの対応を考慮した設備
- ・多彩な演目に対応できる舞台、照明、音響等の設備など

小ホールエリア

倉庫

- ・ 舞台への搬出入が容易な場所に配置
- ・ ピアノ庫
- ・ 照明・音響用器材庫



搬出入口

- ・ 一般来場者車両との明確な動線分離
- ・ 搬出入用エレベーターに面する屋内に4t車が積降作業できるスペース
- ・ 搬出入口付近に同サイズの車両1台が待機できるスペース
- ・ 搬出入口に面する場所に搬出入用エレベーター
- ・ 大道具や資器材等の円滑な搬出入が可能な通路、エレベーター等の規格



楽屋等

- ・ 舞台フロアを基本に機能的に配置
- ・ 出演者が円滑に移動できるような廊下等の規格
- ・ 共用の給湯室、シャワー室、トイレなど

小ホールエリア

ロビー

- ・ 入場前の観客の待機（整列）スペースとしても利用できる空間

ホワイエ

- ・ 十分な広さのホワイエ
- ・ 十分な数のトイレを確保（多目的トイレを含む）
- ・ 授乳室
- ・ コインロッカー、自販機コーナーなどの設置スペース

その他

- ・ 防音・防振への対策
- ・ 機械、音響・調光・投光、投影室等への防振・遮音対策
- ・ 空調設備への防振・騒音低減対策

リハーサル室

- ・オーケストラや吹奏楽団等の練習が可能な規模
- ・日常的な練習に対応できる空間
- ・リハーサル室として必要な設備、防音機能など
- ・小規模な発表会や集会等に対応できる空間（技術ギャラリー付）

練習室

- ・市民の日常的な練習の場として利用できる空間
- ・中・小練習室
- ・録音、ミキシング、アナウンス設備（必要に応じて）

会議室

- ・市民の交流の場として利用できる空間
- ・大規模な公演時に楽屋として使用
- ・可動間仕切りにより分割可能

共用エリア

エントランスロビー

- ・館全体の共用ロビーとして市民に広く開かれたスペース
- ・情報発信に活用可能なスペース

託児スペース

- ・小さな子どもを持つ世代の方にも来館していただきやすくなるよう、公演時間等にお子様をお預かりすることができる託児スペース

カフェ等

- ・全ての来館者が利用可能な飲食スペース

駐車場・駐輪場

- ・附置義務条例を基本に必要な駐車・駐輪スペースを検討
- ・歩行者等の安全確保、混雑緩和

情報コーナー

- ・気軽に舞台芸術の情報（公演に関するポスター・チラシ、舞台芸術に関する雑誌や書籍）等を得ることができるスペース

事務室

- ・ 施設の管理運営を行うスタッフの執務スペース
- ・ 施設貸出の受付スペース
- ・ 応接室、更衣室、会議室、物品倉庫など

チケットセンター

- ・ 来館者がチケットを購入できる窓口

その他諸室

- ・ 楽屋受付、警備員控室、清掃員控室 など

機械室

- ・ 電気・機械室、中央監視スペースなど

安全・安心への配慮

大勢の観客等を安全に避難誘導できる動線の確保及び、施設のバリアフリー化や館内表示への配慮など

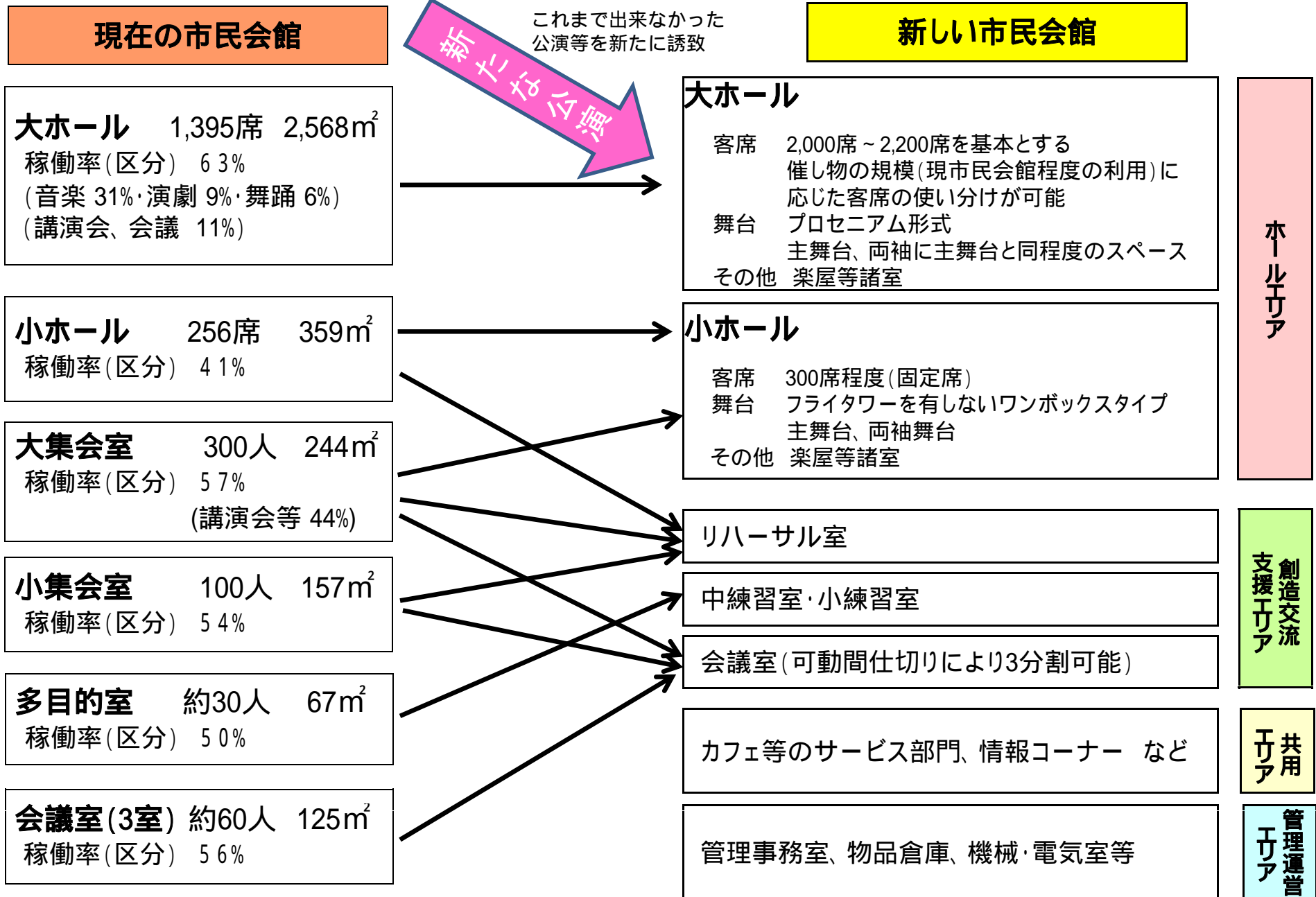
同時利用への配慮

防音、防振機能の充実はもとより、適切な動線の確保、サービスヤードを含めた効率的な諸室の配置など

ランニングコスト等の縮減

使用目的や頻度を考慮した舞台機構や装置、設備の導入

主な施設機能の整備イメージ(参考資料)



管理運営方針

事業が効果的かつ円滑に実施できるよう、また施設を効率的に運営していくために、次のような6つの事項を管理運営における方針とすることが考えられます。これらの事項は相互に関連しており、全体的にバランスよく管理運営を進めていくことが大切です。そして利用者の満足度を高め、同時に事業・施設利用のコストパフォーマンスも高めることが大切です。

公益性と収益性のバランス

- ・堺市の文化力の向上を担う公共施設として、事業の質・内容、貸館システム等において公益性・公平性を担保しつつ、施設の稼働率の向上、協賛金や寄付金等の外部資金の積極的な獲得など収益性の確保に努める必要があります。

利用者サービスの向上

- ・利用者や来場者に「また利用したい」「また公演を観に来たい」と思ってもらえるように、施設や設備機能等のハード整備の工夫をするとともに、柔軟な管理運営に努める必要があります。
- ・スタッフ全員が質の高い提案型のサービスを提供していくため、研修等を継続的に実施し、職員の能力向上を図る必要があります。

管理運営・事業の評価

- ・第三者による評価機関等により、定期的に管理運営や事業等の評価、サポートを行うとともに、利用者アンケートを実施するなど、市民等にとって利用しやすい魅力ある施設づくりをめざす必要があります。

人材育成

- ・アウトリーチやワークショップなどホール以外での活動を中心的に担う人材として、「ホール」と「地域」を繋ぐリーダーや市民ボランティア等を育成することが大切です。
- ・次代を担う子どもたちが文化芸術活動に触れることができる機会を提供し、創造性を育むとともに、将来の良き理解者を育成していくことが大切です。

周辺地域との連携

- ・商業施設や地域のイベントなどと連携したPRやサービスを行うことで、まちの賑わいの創出に寄与するとともに公演の有無に関わらず、地域の人々が集うような仕掛けづくりを検討することが大切です。

積極的な情報の公開

- ・管理運営や事業等の評価、財務状況や利用者の声など、積極的に情報を公開し、透明性を確保するとともに市民に開かれた施設の運営を行う必要があります。

市民会館の運営方法には、大きくは「市の直営」と「指定管理者による運営」の2通りの方法があります。

これらのどのような運営手法をとるにせよ、市民会館は市の文化芸術活動の中核施設であり、その役割と機能を十分にかつ安定的に発揮していく運営手法が必要で、文化芸術に係る専門性の高い知識や技術が求められます。

館長、プロデューサー、技術責任者等は早々に決め、設計段階には、どのように運営していくか、市と設計者、運営者が三位一体となって進めていく必要があります。

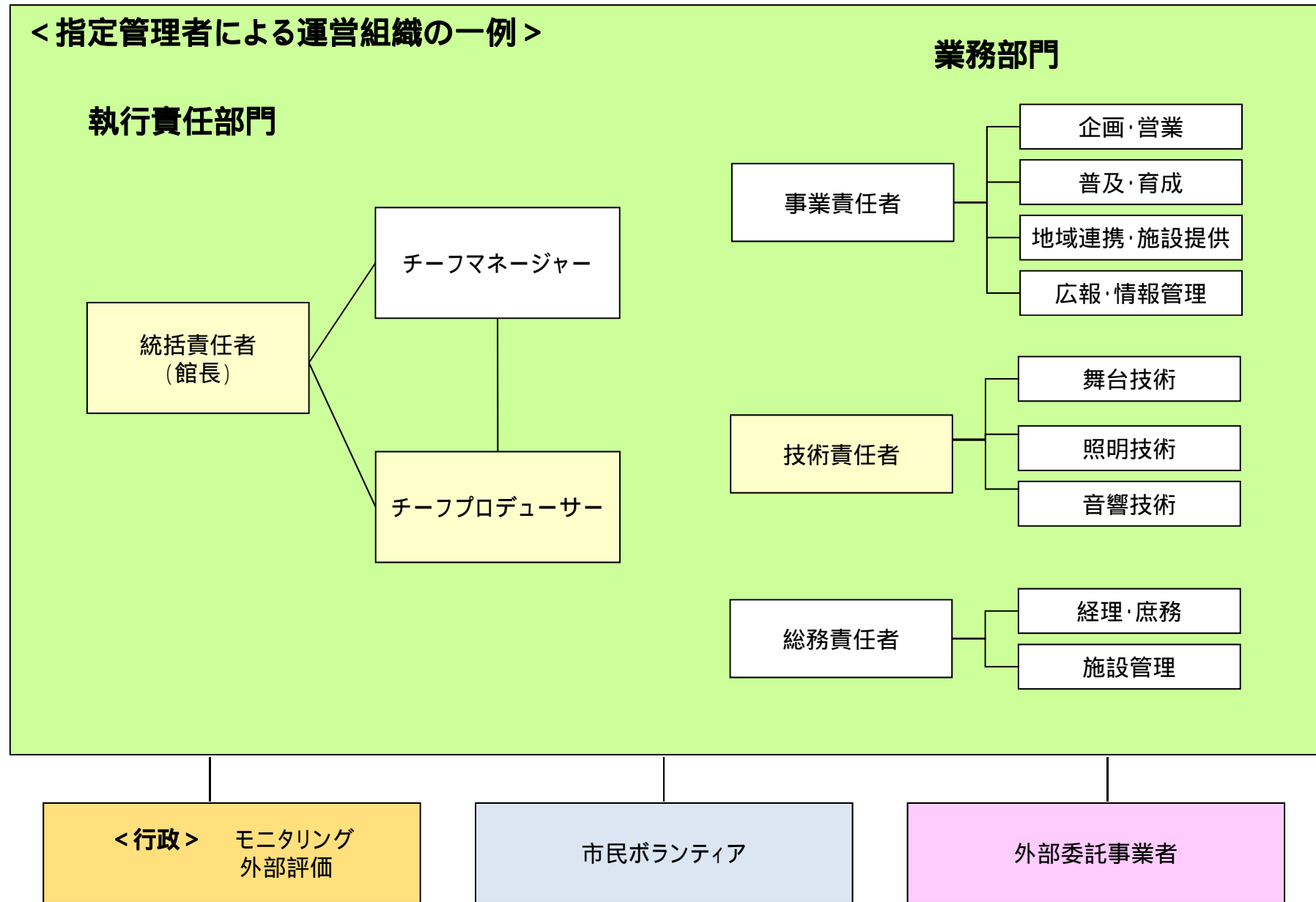
公益財団法人と民間のそれぞれの強みを生かした運営体制の検討や、市民との協働を促進し、文化芸術環境を継承・発展させ、経営的視点を重視しながら、堺市の文化政策を効果的に推進する運営手法が求められます。

管理運営組織

新しい市民会館の役割を果たし円滑な管理運営を担うためには、次のような多様な専門的な機能とそれに対応した体制が求められます。

	機能	内容
事業系	プロデュース機能	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークを活かし、優れた舞台芸術や魅力的な興行を誘致できる機能
	企画・営業機能	<ul style="list-style-type: none"> 自主公演を企画し実施するとともに、公演チケットの営業や販売を行う機能 協賛金や寄付金等の外部資金を獲得する機能
	普及・育成機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校を対象としたアウトリーチ事業や参加体験型プログラムの企画・実施など、文化芸術活動の裾野を広げるための機能
技術系	舞台技術機能	<ul style="list-style-type: none"> 舞台機構、照明、音響など、国内外の優れた舞台芸術や市民の文化芸術の発表等の多彩な公演のオペレーションを円滑に行う技術的な機能
総務系	総務系機能	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理運営に係る経理的な事務や、その他庶務全般を滞りなく執り行う機能 各種修繕など、施設全体の維持管理に係る機能

管理運営組織のイメージ(参考資料)



管理運営組織(参考資料)

職能		業務役割
統括		事業系・技術系・総務系すべての機能を統括して、施設経営全体の責任を担う
マネジメント		収益性の確保について責任を担う
プロデュース		自主事業の内容や事業展開等の責任を担う
事業系	企画・営業	自主企画・プロデュース公演、招聘・提携・共催公演の企画・営業・販売を担う 協賛金や寄付金等の外部資金の獲得を担う
	普及・育成	舞台芸術の普及プログラム・イベント、市民の創造活動支援に関する企画・実施・参加者管理などを担う
	施設提供・地域連携	貸館事業、市内各種ホールとの連携・連絡調整を担う の会制度の 実、新規会員の 誘を担う
	広報・情報管理	自主媒体の制作・管理、多面的な広報宣伝活動、各種マーケティングの実施などを担う
技術系	舞台技術	舞台機構のオペレーション、大道具・楽器等の管理を担う
	照明技術	舞台照明設備のオペレーション・備品の管理を担う
	音響技術	舞台音響設備のオペレーション・備品の管理を担う
総務系	経理・庶務	施設の維持管理運営に係る経理的な事務や、その他庶務全般を担う
	施設管理	施設全体の修繕計画の策定、必要な修繕の実施などを担う

運営手法の検討(一般的なメリット・デメリット)

市 (直営)	メリット	・市の施策方針の反映が直接的に可能となる。	
	デメリット	・コスト削減や経営改善、人材の弾力的配置などが見込みにくい。 ・人事異動により、運営ノウハウが蓄積しにくい。	
指定管理者	公益財団法人	メリット	・これまでの経験に基づく安定的な事業展開が見込まれる。 ・市の施策意向の反映が比較的容易である。 ・事業の公益性・公平性を担保できる。
		デメリット	・事業企画ノウハウや外部ネットワークなどの面で、民間事業者ほどの機動的なホール運営が達成されない可能性がある。
	民間企業	メリット	・コスト削減や事業企画のノウハウ、人材の機動的な配置などによる効果的・効率的な運営が期待できる。
		デメリット	・コスト 減の面のみが目され、施設の運営経費が十分に確保されていない場合は、利用者に対するサービスの低下が懸念される。 ・収益性を追求し過ぎると、公共施設としての公益性とのバランスが損なわれる可能性があり、市の施策意向が反映できるようガバナンス機能の確保が必要である。
	NPO法人等	メリット	・地域振興やコミュニティ意識の醸成、市民活動の促進など
		デメリット	・施設の規模や求められる機能によっては、実施体制やノウハウ等の面で単独運営が厳しくなる可能性がある。

その他管理運営計画における検討事項

開館時間・休館日

日常の文化芸術活動の創作の場・発表の場としての市民利用と、国内外の優れた舞台芸術の出演者・プロモーターなどの興行利用、これらの公演の観客や文化芸術活動の参加者としての市民をはじめとする多様な利用者にとって、より高い 足度を得られるような、利便性の高い柔軟な開館時間・休館日の検討が必要があります。

利用料金

現在の市民会館や市内文化施設、近隣の類似施設の状況等を勘案しながら、受益者負担の原則に基づいて、施設の特性に応じた適正な料金を検討することが必要があります。

申込・利用ルール

文化芸術に関連する利用を優先的に確保できるように努め、公演内容などに応じて予約開始期日や使用区分を柔軟に運用するなど、市民をはじめとする多様な利用者がより利用しやすい予約・利用ルールを他都市の事例等を参考に検討することが必要があります。

広報の充実

多様な情報媒体を活用するとともに、新たな情報媒体や最新の情報システム等を活用し、適時、的確な情報を広く広報できるよう検討する必要があります。

その他管理運営計画における検討事項

財源の確保

施設の命名権の売却や、企業や個人からの協賛金・寄付金、国等からの各種助成金など、民間資金や公的資金の多様な財源確保について検討する必要があります。

ツール	内容等
施設の命名権の売却 (ネーミングライツ)	<ul style="list-style-type: none">・施設に愛称を付与させる代わりに当該団体からの対価等を得て、その対価を施設の持続可能な運営等に役立てるとともに、施設の魅力向上、イメージアップにつなげる。・特定の企業名等を付すことによって、他の主催・共催団体、協賛等への影響が懸念される。
協賛金	<ul style="list-style-type: none">・地元企業や個人から施設建設や各公演について協賛金を募る。・ネーミングライツの導入との関係について整理が必要
友の会 (その他会員制度)	<ul style="list-style-type: none">・年会費を徴収するとともに、会員への公演情報等の提供や優先予約、チケット割引等のサービスを提供する。・会員制度の運営に係るコスト、会費の水準、会員数の見込み等について検討する必要がある。
助成金	<ul style="list-style-type: none">・文化庁や都道府県等が所管している助成制度や財団法人地域創造、立行政法人日本芸術文化振興会、その他各種団体が所管している助成制度を活用する。